



県 章

三重県公報

令和6年8月27日（火）

第 544 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
591	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
592	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
593	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
594	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
595	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
596	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
597	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
598	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
599	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	4
600	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
601	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	4
602	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
603	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	5
604	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	6
605	同伴	(同)	6
606	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	7
訓 令			
7	三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令	(法 務 ・ 文 書 課)	7
8	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(同)	8
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9

告 示

三重県告示第 591 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
よっかいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2	令和 6 年 8 月 1 日
水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町字楠ノ木 396 番地 4	令和 6 年 7 月 1 日
大長歯科矯正歯科	員弁郡東員町長深 3383	令和 6 年 6 月 1 日
クスリのアオキ河原田薬局	四日市市河原田町 1468-1	令和 6 年 8 月 1 日
あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 6 年 7 月 1 日
ペンギン薬局	津市安東町 404-5	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション ひかり	桑名市柳原 121-1 NOZAWAビル 2 階	令和 6 年 7 月 1 日
アクア大治田訪問看護	四日市市大治田 3 丁目 1 番 32 号	令和 6 年 7 月 1 日

三重県告示第 592 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護 ここよ	津市垂水 522-1	所在地:津市八幡町津 2526 番地 4	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 593 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほらやま内科	津市久居元町 2327-5	令和 6 年 6 月 20 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目 6-22	令和 6 年 6 月 30 日
ホワイト歯科医院	松阪市大黒田町神野 413-7	令和 6 年 4 月 30 日
門脇歯科	いなべ市大安町梅戸 668	令和 6 年 6 月 30 日
あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 6 年 6 月 30 日
ペンギン薬局	津市新町三丁目 6-17	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 594 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 595 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
よっかいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2	令和 6 年 8 月 1 日
水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町字楠ノ木 396 番地 4	令和 6 年 7 月 1 日
大長歯科矯正歯科	員弁郡東員町長深 3383	令和 6 年 6 月 1 日
クスリのアオキ河原田薬局	四日市市河原田町 1468-1	令和 6 年 8 月 1 日
あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 6 年 7 月 1 日
ペンギン薬局	津市安東町 404-5	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション ひかり	桑名市柳原 121-1 NOZAWAビル 2 階	令和 6 年 7 月 1 日
アクア大治田訪問看護	四日市市大治田 3 丁目 1 番 32 号	令和 6 年 7 月 1 日

三重県告示第 596 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護 ここよ	津市垂水 522-1	所在地:津市八幡町津 2526 番地 4	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 597 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほらやま内科	津市久居元町 2327-5	令和 6 年 6 月 20 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目 6-22	令和 6 年 6 月 30 日
ホワイト歯科医院	松阪市大黒田町神野 413-7	令和 6 年 4 月 30 日
門脇歯科	いなべ市大安町梅戸 668	令和 6 年 6 月 30 日
あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 6 年 6 月 30 日
ペンギン薬局	津市新町三丁目 6-17	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 598 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーションあやめ桑名	桑名市大字桑部 589-1	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 599 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 8 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100405	特定非営利活動法人光の輪	三重県桑名市大字下深谷部 345 番地 24	ハナミズキ嘉例川	桑名市嘉例川 180	放課後等デイサービス	令和 6 年 8 月 1 日
2450400144	株式会社 i サポート	三重県亀山市能褒野町 72 番地 29	エイド川崎	亀山市能褒野町 79 番地 7	放課後等デイサービス	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 600 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450400086	アスブランド株式会社	三重県四日市市日永西五丁目 4 番 3 号	アスブランキッズ	亀山市能褒野町 79 番地 7	放課後等デイサービス	令和 6 年 7 月 31 日

三重県告示第 601 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 8 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410503524	三角工業有限公司	三重県津市垂水眞ヶ坪 392 番地	訪問介護サービスあずき	津市垂水 392 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 8 月 1 日
2410503532	合同会社徳人	三重県津市白塚町 4608-12	訪問介護 徳人	津市白塚町 4608-12 メゾンエバンジェル B 107 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 8 月 1 日
2410702233	合同会社イノリス	三重県松阪市中万町 109 番地 12	トータルサポート わらいふ	松阪市小片野町 2586 番地 4	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 8 月 1 日
2410702241	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 松坂清生町	松阪市清生町 448-1	短期入所	令和 6 年 8 月 1 日
2412830420	特定非営利活動法人 こども未来創造学園	三重県伊勢市小俣町元町 545 番地	ショートステイ わくわく	度会郡度会町平生 1272-1	短期入所	令和 6 年 8 月 1 日
2410503540	株式会社 H2O	三重県津市森町 165 番地	H2O 就労移行支援事業所	津市栄町 3 丁目 232 4F	就労移行支援	令和 6 年 8 月 1 日
2410301077	株式会社 ステップワーク	三重県鈴鹿市白子三丁目 5 番 5 号	ステップワーク	鈴鹿市白子 3 丁目 5-5 THビル 2A	就労継続支援 B 型	令和 6 年 8 月 1 日
2410302067	一般社団法人 善知農園	三重県四日市市貝家町 162 番地 4	なごみ	鈴鹿市深溝町 1669 番地	就労継続支援 B 型	令和 6 年 8 月 1 日
2410202440	株式会社 L I T A L I C O パートナーズ	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号	L I T A L I C O ワークス四日市	四日市市諏訪町 4 番 5 号	就労定着支援	令和 6 年 8 月 1 日

2420701928	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム松阪清生町	松 阪 市 清 生 町 448-1	共同生活援助	令和 6 年 8 月 1 日
------------	----------------	-----------------------	--------------------	-------------------	--------	----------------

三重県告示第 602 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410300210	有限会社イトーファーマシー	三重県鈴鹿市安塚町 638-16	ヘルパーステーション沙羅	鈴鹿市安塚町 638-16	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 7 月 31 日
2410202168	船谷ホールディングス株式会社	三重県伊勢市村松町 1364 番地 8	ディーキャリア 四日市オフィス	四日市市安島 1 丁目 1 番 3 号 第一富士ビル 4 階	就労移行支援	令和 6 年 7 月 31 日
2410100438	合同会社日和	三重県桑名市安永字九区割 1319 番地	ひだまり	桑名市安永字九区割 1319 番地	就労継続支援 A 型	令和 6 年 5 月 31 日
2410100487	株式会社 L I N K M A T E	三重県桑名市大福字宮東 340 番地 1	たんぼぼ	桑名市大福字宮東 340 番地 1	就労継続支援 A 型	令和 6 年 5 月 31 日
2410201012	合同会社ジョブズ	三重県四日市市末永町 22 番 1-2 号	ジョブズ四日市	四日市市末永町 22 番 1-2 号	就労継続支援 A 型	令和 6 年 5 月 31 日
2410201038	合同会社ジョブズ	三重県四日市市末永町 22 番 1-2 号	ジョブズ塩浜	四日市市大池町 56	就労継続支援 A 型	令和 6 年 5 月 31 日
2410400143	株式会社 S o r r e n t o	三重県津市久居新町 848 番地 2	つばさ亀山	亀山市東町 1 丁目 4-4	就労継続支援 A 型	令和 6 年 4 月 30 日
2410501585	株式会社 S o r r e n t o	三重県津市久居新町 848 番地 2	つばさ	津市南丸之内 8-41 倉田ビル 2 階	就労継続支援 A 型	令和 6 年 3 月 31 日
2410800854	株式会社ナイン	三重県伊勢市川端町 13 番地 8	みなくる	伊勢市岩渕 2 丁目 4-5 西村ビル 1 階 1 号室	就労継続支援 A 型	令和 6 年 5 月 31 日
2411300730	さくらプラス合同会社	三重県名張市つつじが丘北六番町 1 番地	さくらプラス ワークス・名張	名張市上小波田 1806 番地 13	就労継続支援 A 型	令和 6 年 7 月 31 日
2410400234	特定非営利活動法人まがたま愛育舎	三重県亀山市両尾町 157 番地	工房えがお	亀山市両尾町 157 番地	就労継続支援 B 型	令和 6 年 6 月 30 日
2420400273	合同会社 G r e e n H a n d	三重県鈴鹿市道伯一丁目 1 番 8 号	そらまめ	亀山市亀田町 376 番地 1	共同生活援助	令和 5 年 9 月 1 日
2421000163	特定非営利活動法人あいあい	三重県尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	障がい者グループホームここはあと	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	共同生活援助	令和 6 年 6 月 30 日

三重県告示第 603 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和元年 8 月 16 日 第 71 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社アグリズム	代表取締役 森 和彦	三重県鈴鹿市西富田町 851 番地の 2

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（飼料用もみ、玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
森 和彦	飼料用もみ、玄米	K242016502

7 登録の更新日

令和 6 年 8 月 15 日

三重県告示第 604 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

鈴木 忠明

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町川上字小黒田 2480 の 1、2480 の 3、2480 の 8

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 605 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

岡本 かくゑ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町其原字母ケ谷 1871

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 606 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 6 年 10 月 2 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 6 年 10 月 3 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 6 年 10 月 4 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	複合施設「アオーネ」
令和 6 年 10 月 7 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大山田農村環境改善センター
令和 6 年 10 月 8 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	西柘植地区市民センター
令和 6 年 10 月 9 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	阿山保健福祉センター
令和 6 年 10 月 10 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター
令和 6 年 10 月 11 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター

訓 令

三重県訓令第 7 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県公印取扱規程（昭和 32 年三重県庁訓第 635 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(長官と長官の最終印押の範囲)	(長官と長官の最終印押の範囲)

第七條の二 三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第二</u>条第一項の本庁において、知事印又は職務代理者印を必要とするときは、総務部が保管する知事印又は職務代理者印の押印を受けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、三重県行政組織規則<u>第六</u>条から第十五条までに規定する課又はプロジェクトチームであつて、次条第一項の表の下欄に掲げる区域内に位置するもの（津市に位置するものを除く。）にあつては、当該上欄に掲げる地域防災総合事務所、地域活性化局及び志摩建設事務所が保管する知事印又は職務代理者印の押印を受けるものとする。	第七條の二 三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第二</u>条の本庁において、知事印又は職務代理者印を必要とするときは、総務部が保管する知事印又は職務代理者印の押印を受けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、三重県行政組織規則<u>第七</u>条から第十五条までに規定する課又はプロジェクトチームであつて、次条第一項の表の下欄に掲げる区域内に位置するもの（津市に位置するものを除く。）にあつては、当該上欄に掲げる地域防災総合事務所、地域活性化局及び志摩建設事務所が保管する知事印又は職務代理者印の押印を受けるものとする。
---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

三重県訓令第 8 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>第 28 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、第 41 条第 1 項第 4 号及び別表第 1 を除き、以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 （本庁における文書の收受及び配付の手続） 第 8 条 本庁に到達した文書は、本庁課（組織規則第 6 条から第 15 条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。以下同じ。）に直接到達したものを除き、副総括文書管理者が收受し、次の各号により処理するものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) （発送等の方法） 第 32 条 本庁課及び地域機関が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>三重県グループウェアシステム登載</u> 副総括文書管理者が別に定めるところによる。	（目的） 第 1 条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 （本庁における文書の收受及び配付の手続） 第 8 条 本庁に到達した文書は、本庁課（組織規則第 7 条から第 15 条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。以下同じ。）に直接到達したものを除き、副総括文書管理者が收受し、次の各号により処理するものとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) （発送等の方法） 第 32 条 本庁課及び地域機関が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>三重県総合グループウェアシステム登載</u> 副総括文書管理者が別に定めるところによる。

別表第 1 中「総合博物館」を「博物館」に、「【Ⅰ】～【Ⅴ】」を「Ⅰ～Ⅴ」に改め、同表(1)の表第 22 号の項中「知事と市町長との一対一対談、すごいやんかトーク等」を「知事と市町長又は県民との対話等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

山田池土地改良区（津市庄田町 1337 番地）

退任理事

津市庄田町 675 番地 1

吉 田 正 弘

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 8 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
 令和 6 年 8 月 10 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域
 三重郡菰野町大字田口

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
